

○富士川町農林漁業振興等補助金交付要綱

平成22年3月8日

告示第43号

改正 令和2年8月14日告示第66号

(趣旨)

第1条 町長は、町の農林漁業の振興、安定した就業機会の確保、農林漁家の所得の増大、生活環境の整備及び農林漁家の福祉の向上を図り、もって豊かな地域社会の形成に資するため、当該関係組合等（以下「組合」という。）が実施する農林漁業振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、富士川町補助金等交付規則（平成22年富士川町規則第39号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第2条 補助金の交付の対象及びその補助額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする組合は、規則第4条の規定により補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（規則様式第3号）

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類は、事業を終えた日から向こう5年間これを整理保管しておかなければならない。
- (2) 補助事業等により取得した財産等は、当該財産等に係る管理規約を定め、もって善良な管理者の注意義務の下に、効率的な運用を図ること。
- (3) 土地改良事業組合及び農事組合の補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限並びに事務については、適正かつ円滑に行うことができると認められる農業協同組合が、土地改良事業組合及び農事組合から委任を受けて一括して行うことができるものとする。
- (4) 前号による農業協同組合は、当該組合に一括委任したものについては、組合に一括委任した者の確認書（別記様式）を提出するものとする。

(補助金の交付)

第5条 規則第14条により、当該補助金の交付はこれを概算払とし、概算払請求書（規則様式第9号）の提出によって行うものとする。

（実績報告書）

第6条 規則第12条に規定する実績報告書（規則様式第7号）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）事業実施明細書（規則様式第2号）

（2）収支精算書（規則様式第3号）

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成22年3月8日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鰍沢町農林漁業振興等補助金交付規程（昭和59年鰍沢町規程第12号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年8月14日告示第66号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

事業種目	事業主体	要件	補助率等
有害獣防除用施設設置事業	個人又は団体	電気柵又は防除用ネット（トタン、板等を除く）	70% 上限 300,000円
環境にやさしい農業（草生栽培）推進事業	個人	種子：ナギナタガヤの購入価格	1/3 上限 30,000円
遊休農地有効活用事業	所有者又は耕作者	新規植栽苗木代	1/2以内 上限 10a当たり 30,000円
		遊休農地（荒廃農地）の整地代	定額 上限 10a当たり 50,000円
農業振興事業	個人、生産組合又は農業法人	・米雑穀、麦類の展示圃の設置 ・病虫害防除、鳥獣害防止等	予算の範囲内

		・耕種改善及びその附帯施設 ・養蚕振興 ・畜産振興 ・その他、農業振興に必要な事業	
		代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営の定めがあるもので諸事業並びに運営に要する経費	予算の範囲内
		農産物の生産、加工を行うための施設整備を図るもので、建物、機械器具、処理加工施設及びこれらの附帯施設に要する経費	単独補助1/2以内 国・県の補助残の1/2以内で予算に定める額
		地域の活性化、過疎対策として町長が特に必要と認める地域づくり推進事業に要する経費。ただし、既定の補助制度に該当するものは除く。	2/3以内で予算に定める額
	農事会	農事会が行う諸事業及び運営に要する経費	定額
有害鳥獣駆除事業	猟友会分会	有害鳥獣駆除及び分会の運営に要する経費	予算の範囲内
農畜蚕損害防除事業	農業共済組合	農業共済組合が行う農畜蚕損害防除事業に要する経費	予算の範囲内
漁業振興事業	漁業協同組合 支部	支部が実施する放流並びに諸事業及び運営に要する経費	予算の範囲内

別記様式(第4条関係)

年 月 日

富士川町長 様

住所

農業協同組合長名

組合に一括委任した者の確認書

総会の機会を利用して、奨励補助金の交付申請、請求及び受領に関する権限並びに返還に関する事務を組合に一括委任することの諾否を確認したところ

委任をする者 ほか 人

委任をしない者 ほか 人

ほかに総会に出席しないで委任することを承諾した者

ほか 人

別記様式（第4条関係）